

1. 事業の概要等

1.1 事業者の名称と所在地

名 称：羽村市

所在地：東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業

種 類：土地区画整理事業

1.3 対象事業の内容と概要

本事業は、東京都羽村市の羽村駅西口地区〔羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各地内（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ）〕の 423,964m²において、土地区画整理事業を実施するものである。

計画の概要を表 1.3-1 に示す。

表 1.3-1 計画の概要

項 目		概 要
位 置		羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各地内（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ）
事業区域面積		423,964m ²
計画人口		約 4,200 人
土地 利用 区分	道 路	125,296m ² （都市計画道路 5 路線、生活幹線道路、区画道路、特殊道路、交通広場）
	公園・緑地	19,990m ² （街区公園 1、公園 9、ポケットパーク 39、稲荷緑地 1）
	宅 地	225,792m ² （小学校 1、幼稚園 1、保育園 1 を含む）
		51,886m ²
	その他	1,000m ² （保留地予定地積）
事業期間		平成 15 年 4 月 16 日から令和 19 年 3 月 31 日まで（予定）

1.4 対象事業の位置

本事業の位置は、図 1.4-1 に示すとおりである。

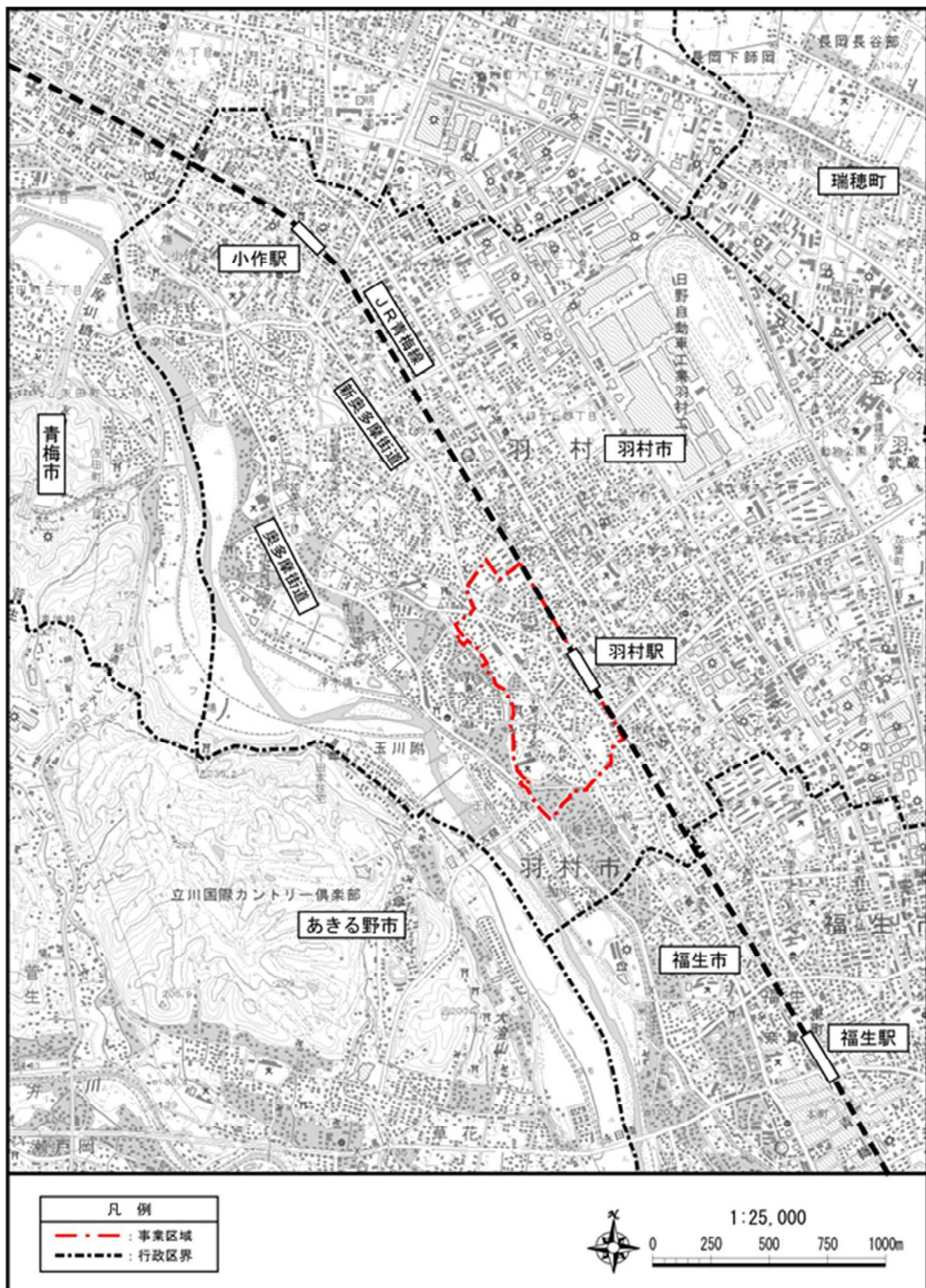


図 1.4-1 対象事業の位置

1.5 事業計画

1.5.1 土地利用計画

土地利用計画は、表 1.5.1-1 及び図 1.5.1-1 に示すとおりである。

表 1.5.1-1 土地利用面積

種 別		面積 (m ²)	構成比 (%)
公 共 用 地	道 路	125,296	29.55
	公園・緑地	19,990	4.72
	小 計	145,286	34.27
宅 地	住 居 系	225,792	53.25
	商 業 系	51,886	12.24
	小 計	277,678	65.49
保 留 地		1,000	0.24
合 計		423,964	100.0



図 1.5.1-1 土地利用計画図

1.5.2 道路交通計画

道路交通計画における幹線道路、主要区画道路、生活幹線道路、区画道路、特殊道路の位置、幅員、延長は、表 1.5.2-1 及び図 1.5.2-1 に示すとおりである。

地区内の道路は、交通広場へのアクセスと居住環境の確保に重点をおき、適正な交通分担が図れるように、幹線道路、主要区画道路、生活幹線道路、区画道路及び特殊道路という段階構成をとる。

各道路の整備概要は以下のとおりである。

①福生都市計画道路 3・4・5 号線(幹線道路)

南北方向の幹線として、既に供用済みであり、本事業による接道部の工事を除き、新たな整備は本事業では行わない。

②福生都市計画道路 3・4・12 号線(幹線道路)

市域の幹線として幅員 24m～40mで都市計画決定されており、一部区間を本事業で整備する。

③福生都市計画道路 3・4・13 号線(幹線道路)

羽村駅西口へのアクセス道路及び羽村堰までのシンボル道路として、交通広場の集散交通処理、通勤、通学及び買い物ルートなどの要素を加味し、幅員 3.5m～5.5mの歩道を両側に設け、全幅員 16m～20mで整備する。交通広場は、バス・タクシー等の公共交通の乗降スペース等を設け、3,600 m²で整備する。

④福生都市計画道路 3・4・15 号線(幹線道路)

東西方向の幹線として、大部分が既に整備済であるが、地区内のみ未整備である。本事業では全幅員 18m～25mで整備する。

⑤福生都市計画道路 7・5・1 号線(主要区画道路)

交通広場周辺の商業活動の円滑化を図ることと、地区北部と駅前を結び、地区内交通を集約するために、幹線道路を補完する道路として歩道を設けた幅員 15mの道路を計画する。

⑥生活幹線道路及び区画道路

地区内の生活道路及びアクセス道路として、利便性を考慮し、住区内幹線幅員 8m～10m、その他は幅員 6mを基本として配置する。

⑦特殊道路

基本的に幅員 4mの歩行者専用道路等とし、歩行者の動線の利便性を図るものとして適宜配置する。

表 1.5.2-1 道路の整備

路線名		幅員(m)	延長 (m)	車線数	備考
①	都市計画道路 福 3・4・5 号線 (幹線道路) (新奥多摩街道線)	16	1,068	2	立川市～羽村市～青梅市を結 ぶ幹線道路（新奥多摩街道、 平成 5 年 3 月整備済）
②	都市計画道路 福 3・4・12 号線 (幹線道路) (羽箱根線)	24～40	505	2	あきる野市～羽村市～瑞穂町 を結ぶ幹線道路
③	都市計画道路 福 3・4・13 号線 (幹線道路) (上水通り線)	16～20	365	2	羽村駅西口へのアクセス道路 (広幅員の歩道を確保)
④	都市計画道路 福 3・4・15 号線 (幹線道路) (羽松原街道線)	18～25	262	2	羽村市～瑞穂町の幹線道路 (事業区域を除き整備済)
⑤	都市計画道路 福 7・5・1 号線 (主要区画道路) (川崎羽東線)	15	498	2	福 3・4・12 号線～羽村駅西口 ～福 3・4・15 号線を結ぶ補助 幹線的な道路
⑥	生活幹線道路	8～10	1,747	2	福 7・5・1 号線と併せて歩道 つきの道路としてネットワー クを構成
	区画道路	4.5～6	8,499	2	沿道宅地へのアクセス道路と して、日常の生活道路を構成
⑦	特殊道路	2.7～5	845	—	歩行者専用道路・通路
交通広場		3,600 m ²			バスターミナル、修景施設等 を設置



図 1.5.2-1 道路計画図

1.5.3 公園・緑地計画

公園・緑地計画における各施設の位置、形状及び面積は、表 1.5.3-1 及び図 1.5.3-1 に示すとおりである。

街区公園を 1 箇所、公園を 9 箇所、ポケットパークを 39 箇所設置し、稲荷緑地を含め公園・緑地面積は 19,990m²となる。

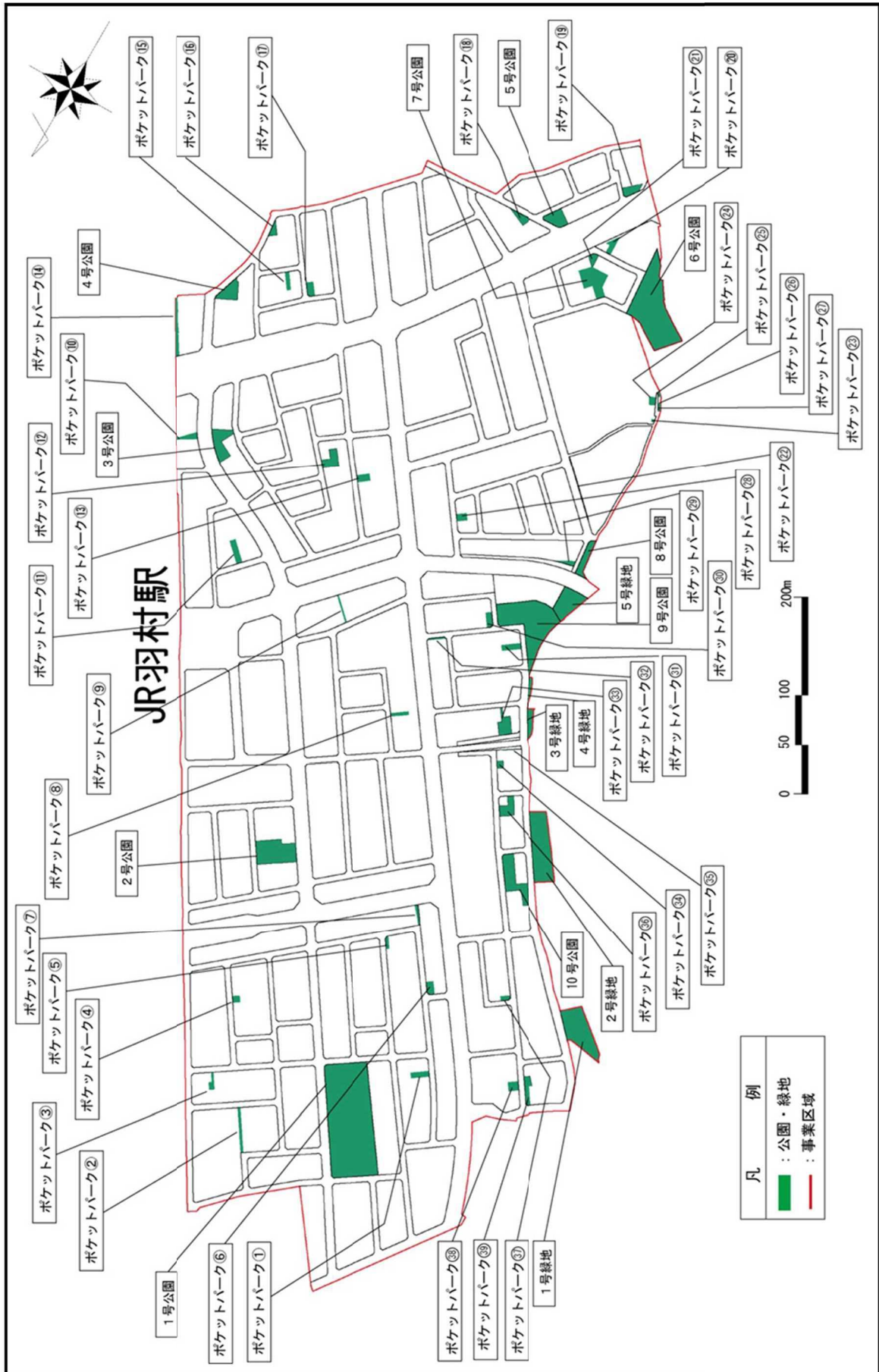
表 1.5.3-1 公園・緑地計画

名 称	面積 (m ²)	備考
介山記念館公園 (1 号公園)	5,300	街区公園 ^(注 1) 福生都市計画公園第 2・2・5 号
2 号公園	903	公園 ^(注 2)
3 号公園	424	公園
4 号公園	296	公園
5 号公園	287	公園
6 号公園	2,391	公園
7 号公園	526	公園
8 号公園	267	公園
9 号公園	2,151	公園
10 号公園	630	公園
ポケットパーク ^(注 2)	3,392	39 箇所
稲荷緑地 ^(注 3)	3,423	1 号～5 号緑地の計 羽村市保存樹林地として保存
合 計	19,990	

注 1) 街区公園:児童のための遊具、広場等を中心に計画した公園

注 2) ポケットパーク:休憩施設などをわずかなスペースを利用して設けた小公園

注 3) 稲荷緑地の面積は総面積 2.56ha の内、事業区域内分の面積



1.5.3-1 公園計画図

1.5.4 造成計画

造成計画として盛土・切土を実施する。

造成区域面積・整地土工量の内容は、表 1.5.4-1 に示すとおりである。

また、盛土・切土を行う区域は、図 1.5.4-1 に示すとおりであり、造成計画断面図は、図 1.5.4-2 に示すとおりである。

表 1.5.4-1 土工量

	区域面積 (m ²)	構成比 (%)	土工量 (m ³)
盛 土	135,200	31.9	59,924
切 土	266,090	62.8	112,668
現形地形	22,674	5.3	—
合 計	423,964	100.0	搬出土量 ^(注1) 52,744

注 1) 搬出土量＝切土工量－盛土工量

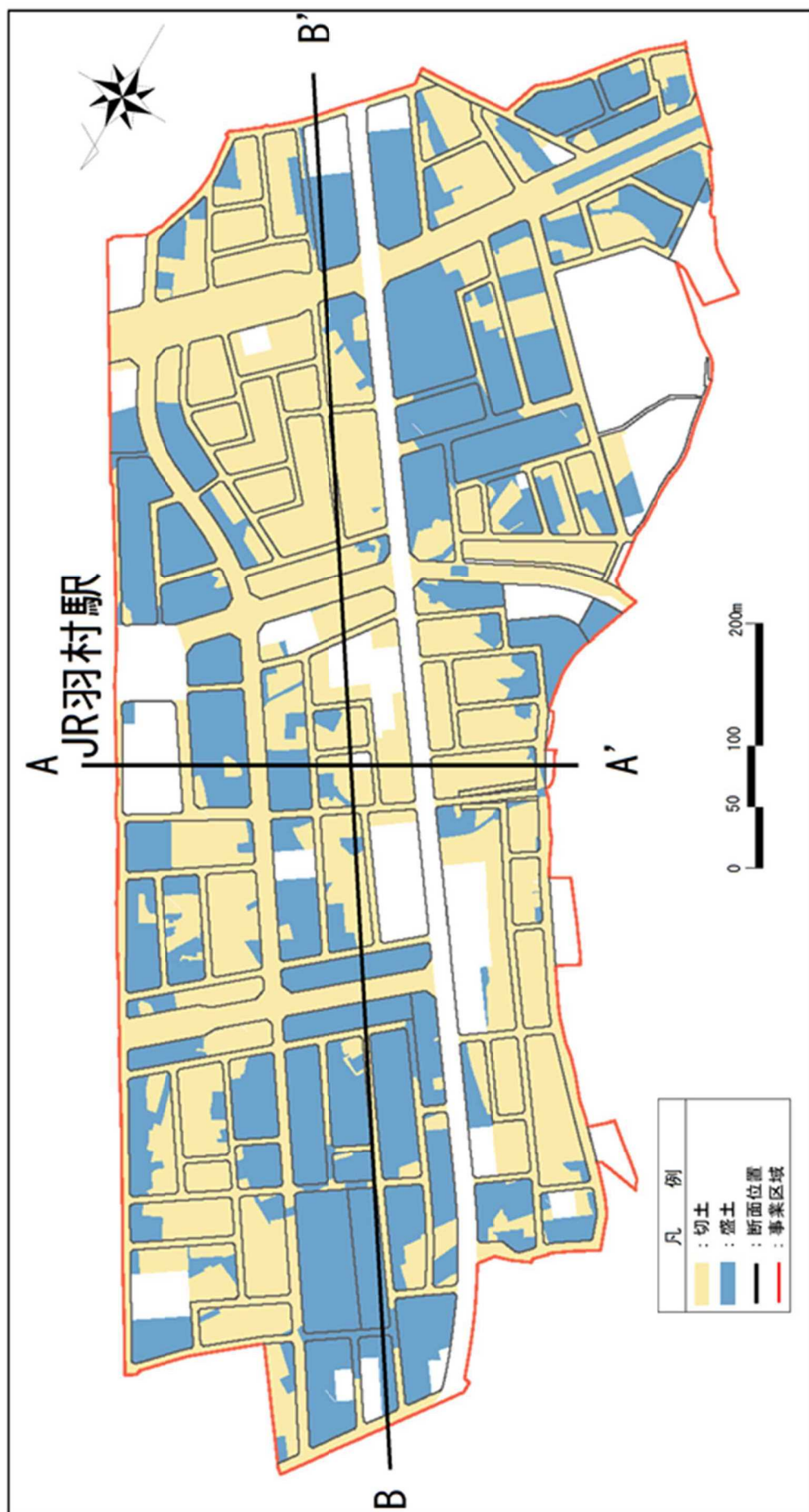


图 1.5.4-1 造成計画図

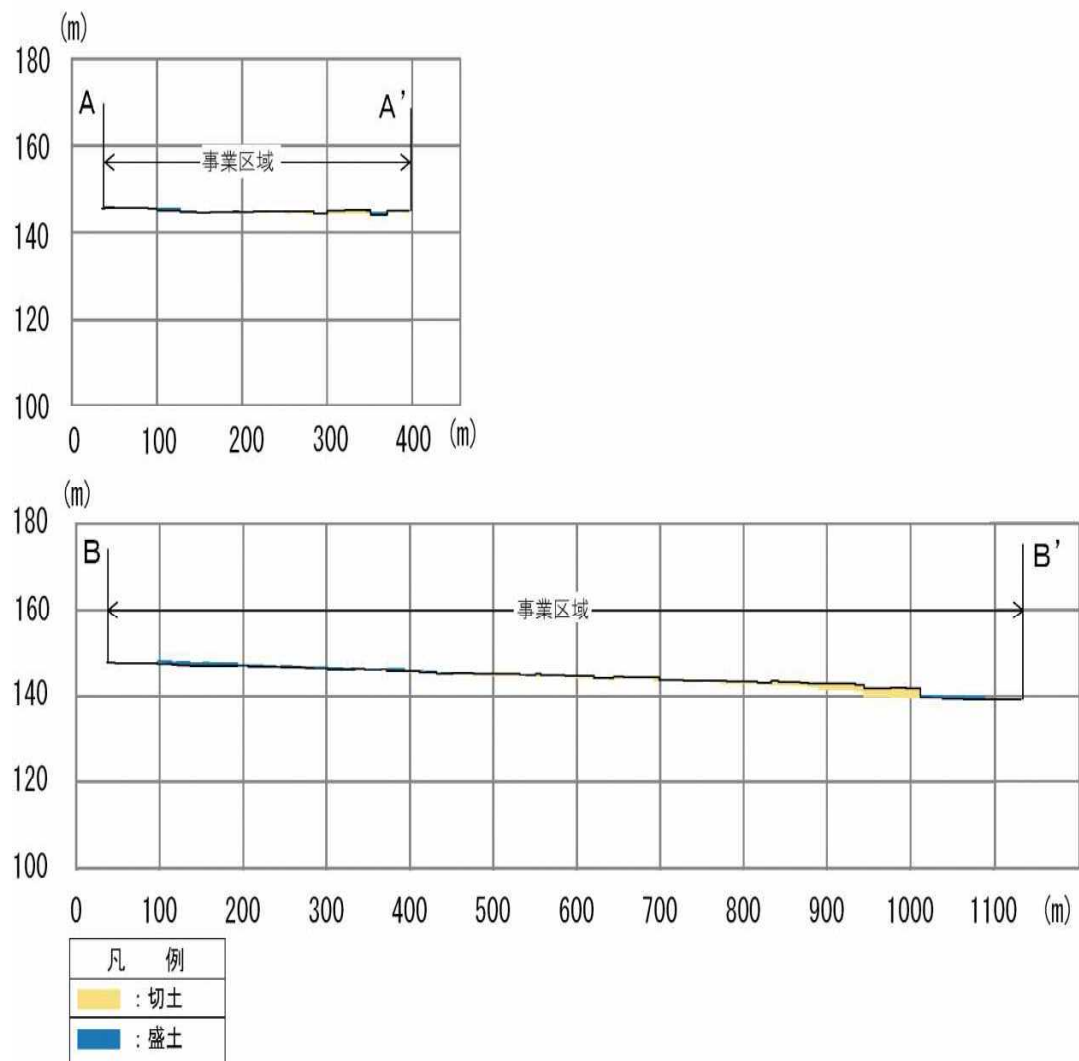


图 1.5.4-2 造成計画断面図

1.6 対象事業に係る環境影響評価の手続きの状況

本事業に係る環境影響評価書の手続きの状況は、表 1.6-1 に示すとおりである。

表 1.6-1 環境影響評価の手続きの状況

環境影響評価の手続き	手続き年月	備 考
環境影響評価書案の提出	平成 8 年 4 月	
評価書案に係る見解書の提出	平成 9 年 8 月	
環境影響評価書の提出	平成 10 年 2 月	
変更届の提出	平成 19 年 10 月	事業工程、工区別着工年度の変更
事後調査計画書の提出	平成 20 年 2 月	
着工届の提出	平成 20 年 2 月	
第 2 回目の変更届の提出	平成 27 年 3 月	事業工程、工区別着工年度の変更
第 3 回目の変更届の提出	平成 29 年 3 月	工種の追加（P C 壁体）

1.7 対象事業の経緯、背景等

羽村市では、「美しく快適で住みよい活力に満ちたまち」を基本目標として、J R 青梅線羽村駅を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編と都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るとともに、道路、交通広場、公園等の都市基盤整備を中心とした良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資することを目的として「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業」を展開している。

本事業では、既に東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の手続きを行い、平成 10 年 2 月に環境影響評価書「羽村駅西口土地区画整理事業」（以下「評価書」という。）を作成するとともに、平成 15 年 4 月 14 日に東京都知事から事業計画において定める設計の概要の認可を受け、同月 16 日に事業計画決定の公告を行っている。（以下「当初事業計画」という。）

評価書作成後の当初事業計画では、関係権利者の意見を踏まえ、通風や採光に配慮した道路交通計画、歩道部に整備される街路樹と街区公園の一体化による緑のネットワークを形成していくために公園・緑地計画などを変更した。また、事業期間を 10 年から 19 年に延長するとともに、各年度の事業費を考慮した工程の見直しを行った。

この結果、評価書の現地調査（平成 5～6 年）から 13 年、評価書（平成 10 年）の公示、縦覧から 5 年以上が経過したことから、平成 18～19 年において現地調査を行い、第 1 回目の変更届を提出し、平成 19 年度末から工事に着手した。

また、事業を円滑に行うため、本事業の根幹となる換地調整を踏まえた道路等の公共施設の配置見直しが必要となり、平成 26 年 12 月 15 日に東京都知事から事業計画において定める設計の概要の変更について認可を受け、同月 17 日に事業計画変更（第 2 回）の公告を行ったことから、第 2 回目の変更届を提出した。

平成 29 年 3 月には、具体的な工事の着手にあたり、工種の見直しを行い、第 3 回目の変更届（以下「変更前」という。）を提出した。

今回は、事業進捗状況を踏まえ、事業期間を 19 年から 34 年に延長するとともに、工事工程の見直しを行い、令和元年 5 月 20 日に事業計画変更（第 3 回）の公告を行ったことから、施行工程を変更する。

また、事業名称を都市計画決定上の名称である「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業」とし、第 4 回目の変更届（以下「変更後」という。）を提出する。